

教職員の懲戒処分について

令和6年3月22日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県東部 公立小学校 教諭 (40歳)	戒告	令和5年7月13日(木)午前7時35分頃、普通乗用自動車を運転し、府中市本山町の道路を時速約40kmで走行中、一時停止していた車両の後方に自車を追突させ、当該車両の運転者に頸椎骨折の傷害を負わせた。 このことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp